

錦江町奨学生募集

平成18年度錦江町奨学生募集要項が次のとおり決まりました。希望される方は、教育委員会教育総務課または支所教育委員会まで申し出てください。

1 趣旨

この奨学制度は、学業及び人物が優れているにもかかわらず、経済的理由によって就学が困難な学生・生徒に対して奨学資金の貸与を行い、もって本町教育の発展を図るものである。

2 奨学金の種類・貸与月額

■ 大学奨学生
月額20,000円以内

■ 高校奨学生
月額15,000円以内

3 応募の資格

奨学金の貸付を受ける生徒は、高等学校及び大学（高専、短大、専門学校及び大学院を含む）に在学中の者で、次に掲げるものとする。

- ① 経済的理由により就学困難な者
- ② 勉学に努力し、学力、品行が極めて優秀かつ心身共に健全である者
- ③ 本町に本籍を有する者の子弟で、かつ、願い出の年の1月1日現在で本町に3年以上在住するもの

4 貸付及び償還

■ 貸付の期間
当該学校の正規の在学期間中とする。

■ 償還

奨学資金は、無利子とし、卒業した年度の翌年度から次の期間内で償還しなければならない。

- ① 高等学校在学期間に貸付けを受けた者 5年
- ② 大学在学期間に貸付けを受けた者 5年
- ③ 高等学校及び大学在学期間を通して貸付けを受けた者 10年

償還は、半年賦又は年賦によるものとする。ただし、全額又は一部を繰り上げて返還することができ。

5 提出書類

① 錦江町奨学資金貸付願出書

② 錦江町奨学生推薦調書

6 申請の手続き

前項の提出書類を作成の上、平成18年3月31日までに教育委員会教育総務課または支所教育委員会へ提出してください。

7 採用予定者の決定及び通知

平成18年4月28日までに採用予定者を決定し、本人に通知します。

給与所得者の確定申告

給与所得者の所得税は、毎月

の給料や賞与から源泉徴収され、その年の最後の給料や賞与の支払時に行われる「年末調整」によって精算されますから、大部分の給与所得者の方は、改めて確定申告をする必要はありません。

しかし、①給与の収入が二十万円を超える方、②給与所得や退職所得以外の各種所得の金額（例えば、生命保険契約等に基づく一時金を受け取られた場合や不動産の貸付による収入がある場合など）の合計が二十万円を超える方、③二か所以上から給与を受けている方などは、確定申告をしなければならないこととなっています。

このほかに、①風水害などの災害に遭われた方、②多額の医療費を支払われた方、③マイホームを新築（購入）・増改築し、年末において金融機関等からの借入金残高のある方などは、確定申告をすると源泉徴収されている所得税が還付されることがあります。

申告書作成に当たってお分かりにならないことがありましたら、最寄りの税務署や税務相談室にお気軽にお尋ねください。

■ 問い合わせ先

鹿屋税務署

☎0994-4213127

税務相談室（鹿児島分室）

☎099-2555-8118

錦江町高校生父母連絡協議会・錦江町子ども会育成連絡協議会合同講演会

地域ぐるみで子どもたちを育てよう

～今に伝えよう薩摩の伝統「郷中教育」～

地域ぐるみでの子どもたちの健全育成を考える講演会です。江戸時代から伝わる鹿児島の伝統的な「郷中教育」から、現代の子どもたちを育てる視点を考えてみませんか。たくさんの方のご来場をお待ちしています。

- 講師：鹿児島大学法文学部教授 原口 泉 先生
- 日時：平成18年2月1日(水) 19:00～20:30
- 会場：錦江町文化センター2階会議室



原口 泉 先生

※「郷中教育」

薩摩藩で行われていた、郷中（今でいう町内会組織）を単位とした、異年齢集団による青少年育成活動。「負けるな・嘘をいうな・弱いものをいじめるな」ということを基礎として、先輩が後輩の面倒を見るという薩摩藩の伝統的な縦割りの教育。